

鳥取県告示第六百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年八月二十三日 鳥取県指令鳥土維第五四〇号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町宮下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇二

株式会社 リード開発

代表取締役 村上 健一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年九月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一日時 平成七年九月二十八日（木）午後二時十五分

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 出

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成7年9月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成7年10月25日（水）	午前10時から正午まで
実 地 試 験	平成7年10月25日（水）	午後1時から

2 試験の場所

鳥取市南古方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。

(2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

<p>ウ 洗濯物の処理に関する知識</p> <p>(3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）</p> <p>イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）</p> <p>4 受験資格</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。</p> <p>5 受験願書の受付期間</p> <p>平成7年10月9日（月）から同月16日（月）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除くものとし、郵送による場合は、平成7年10月16日（月）までの消印があるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受験願書の提出先</p> <p>鳥取県生活環境部生活衛生課（〒680-70 鳥取市東町一丁目271）又は県内各健康福祉センター保健環境部</p> <p>いずれの場合においても、持参又は郵送によること。なお、郵送は普通書留によること。</p> <p>7 受験願書の添付書類</p> <p>所定の受験願書2部に、次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>ア 履歴書（日本工業規格によるもの）</p> <p>イ 受験資格を有することを証明する書類</p> <p>ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので手札型のものでとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）</p> <p>8 受験手数料及び納付方法</p> <p>受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>なお、既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>9 試験会場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）</p> <p>10 合格者の発表</p> <p>試験に合格した者の氏名は、平成7年11月2日（木）に発表するとともに、受験者全員に試験結果を通知する。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。</p> <p>(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部生活衛生課（電話0857(26)7185）又は県内各健康福祉センター保健環境部に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。</p>
--	---